

令和8年大府市規則一覧

公布日 令和8年2月18日

第4号 大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則

第5号 大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第4号

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の7</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の公表)</p> <p>第51条 市長は、指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨を大府市公告式規則に定めるところにより告示しなければならない。委託の内容の変更又は指定の取消しをしたときもまた同様とする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の証票等)</p> <p>第52条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の公表)</p> <p>第51条 市長は、指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、その旨を大府市公告式規則(平成23年大府市規則第4号)に定めるところにより告示しなければならない。委託の内容の変更又は指定の取消しをしたときもまた同様とする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の証票等)</p> <p>第52条 略</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 233 842 264">(地方税共同機構に行わせる特定収納事務の公表)</p> <p data-bbox="159 293 1117 512"><u>第52条の2</u> 市長は、<u>法第243条の2の7第2項の規定により地方税共同機構に特定収納事務を行わせるときは、その旨を大府市公告式規則に定めるところにより告示しなければならない。特定収納事務の内容の変更又は取消しをしたときもまた同様とする。</u></p> <p data-bbox="208 536 741 568">(財政担当部課長及び会計管理者への合議)</p> <p data-bbox="159 600 1117 754">第56条 各課等の長は、支出負担行為をしようとするときは、大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号。以下「決裁規程」という。）の定める決裁区分に従い<u>財政担当部課長</u>に合議しなければならない。</p> <p data-bbox="159 783 1117 874">2 前項の規定により、<u>財政担当部課長</u>に合議した経費については、会計管理者へ合議しなければならない。</p> <p data-bbox="208 903 293 935">(更正)</p> <p data-bbox="159 967 338 999">第98条 略</p> <p data-bbox="159 1027 1117 1182">2 各課等の長は、前項の規定により収入又は支出の更正をしようとするときは、決裁規程に定める区分に従い<u>財政担当部課長</u>に合議しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1211 1117 1302">3 前項の規定により、<u>財政担当部課長</u>に合議した経費については、会計管理者へ合議しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1331 282 1362">4 略</p> <p data-bbox="208 1391 376 1423">(職員の指定)</p>	<p data-bbox="1167 536 1675 568">(財政担当部長及び会計管理者への合議)</p> <p data-bbox="1120 600 2076 754">第56条 各課等の長は、支出負担行為をしようとするときは、大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号。以下「決裁規程」という。）の定める決裁区分に従い<u>財政担当部長</u>に合議しなければならない。</p> <p data-bbox="1120 783 2076 874">2 前項の規定により、<u>財政担当部長</u>に合議した経費については、会計管理者へ合議しなければならない。</p> <p data-bbox="1167 903 1252 935">(更正)</p> <p data-bbox="1120 967 1299 999">第98条 略</p> <p data-bbox="1120 1027 2076 1182">2 各課等の長は、前項の規定により収入又は支出の更正をしようとするときは、決裁規程に定める区分に従い<u>財政担当部長</u>に合議しなければならない。</p> <p data-bbox="1120 1211 2076 1302">3 前項の規定により、<u>財政担当部長</u>に合議した経費については、会計管理者へ合議しなければならない。</p> <p data-bbox="1120 1331 1243 1362">4 略</p> <p data-bbox="1167 1391 1335 1423">(職員の指定)</p>

改正後	改正前
<p>第132条 法第243条の2の9第1項後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして別に市長が定める職にある者とする。</p> <p>(事故報告)</p>	<p>第132条 法第243条の2の8第1項後段の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして別に市長が定める職にある者とする。</p> <p>(事故報告)</p>
<p>第133条 法第243条の2の9第1項前段に規定する職員は、その保管に係る現金又は有価証券を忘失し、又は損傷したときは、直ちにその原因を明らかにして事故報告書(第85号様式)を作成し、会計管理者にあつては市長に、その他の職員にあつては各課等の長及び所属部長並びに会計管理者を経て市長に報告しなければならない。</p>	<p>第133条 法第243条の2の8第1項前段に規定する職員は、その保管に係る現金又は有価証券を忘失し、又は損傷したときは、直ちにその原因を明らかにして事故報告書(第85号様式)を作成し、会計管理者にあつては市長に、その他の職員にあつては各課等の長及び所属部長並びに会計管理者を経て市長に報告しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和8年2月26日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第52条の次に1条を加える改正規定並びに第132条及び第133条の改正規定は、同年9月24日から施行する。

改正後				改正前					
		略	略			略	略		
C 1	A階層を除き当該年度分の市町村 民税課税世帯のうち、均等割のみ 課税される世帯	<u>6,800</u>	<u>6,000</u>	C 1	A階層を除き当該年度分の市町村 民税課税世帯のうち、均等割のみ 課税される世帯	<u>6,400</u>	<u>5,600</u>		
		<u>5,400</u>	<u>4,800</u>			<u>5,100</u>	<u>4,400</u>		
C 2	A階層及 びC	所得割の額が48,600円未満 である世帯	<u>7,200</u>	<u>6,300</u>	C 2	A階層及 びC	所得割の額が48,600円未満 である世帯	<u>6,800</u>	<u>5,900</u>
			<u>5,700</u>	<u>5,000</u>				<u>5,400</u>	<u>4,700</u>
C 3	1階	所得割の額が48,600円以上 52,400円未満である世帯	<u>13,000</u>	<u>11,600</u>	C 3	1階	所得割の額が48,600円以上 52,400円未満である世帯	<u>12,200</u>	<u>10,900</u>
			<u>10,400</u>	<u>9,200</u>				<u>9,700</u>	<u>8,700</u>
C 4	層を 除き	所得割の額が52,400円以上 67,000円未満である世帯	<u>13,400</u>	<u>11,700</u>	C 4	層を 除き	所得割の額が52,400円以上 67,000円未満である世帯	<u>12,500</u>	<u>11,000</u>
			<u>10,700</u>	<u>9,300</u>				<u>10,000</u>	<u>8,800</u>
C 5	当該 年度	所得割の額が67,000円以上 69,000円未満である世帯	<u>14,500</u>	<u>12,700</u>	C 5	当該 年度	所得割の額が67,000円以上 69,000円未満である世帯	<u>13,600</u>	<u>11,900</u>
			<u>11,600</u>	<u>10,100</u>				<u>10,800</u>	<u>9,500</u>
C 6	分の 市町	所得割の額が69,000円以上 97,000円未満である世帯	<u>17,500</u>	<u>16,700</u>	C 6	分の 市町	所得割の額が69,000円以上 97,000円未満である世帯	<u>17,200</u>	<u>15,600</u>
			<u>14,000</u>	<u>13,300</u>				<u>13,700</u>	<u>12,400</u>
C 7	村民 税課	所得割の額が97,000円以上 122,200円未満である世帯	<u>21,000</u>	<u>19,000</u>	C 7	村民 税課	所得割の額が97,000円以上 122,200円未満である世帯	<u>19,600</u>	<u>17,800</u>
			<u>16,800</u>	<u>15,200</u>				<u>15,600</u>	<u>14,200</u>
C 8	税世 帯で	所得割の額が122,200円以上 146,500円未満である世帯	<u>25,900</u>	<u>23,700</u>	C 8	税世 帯で	所得割の額が122,200円以上 146,500円未満である世帯	<u>25,600</u>	<u>22,200</u>
			<u>20,700</u>	<u>18,900</u>				<u>20,400</u>	<u>17,700</u>
C 9	あつ	所得割の額が146,500円以上	<u>28,600</u>	<u>27,400</u>	C 9	あつ	所得割の額が146,500円以上	<u>28,300</u>	<u>27,100</u>

改正後					改正前				
	て、	169,000円未満である世帯	<u>22,900</u>	<u>21,900</u>		て、	169,000円未満である世帯	<u>22,600</u>	<u>21,600</u>
C10	その	所得割の額が169,000円以上	<u>34,600</u>	<u>30,300</u>	C10	その	所得割の額が169,000円以上	<u>32,500</u>	<u>28,300</u>
	所得	181,000円未満である世帯	<u>27,600</u>	<u>24,200</u>		所得	181,000円未満である世帯	<u>26,000</u>	<u>22,600</u>
C11	割の	所得割の額が181,000円以上	<u>36,900</u>	<u>34,300</u>	C11	割の	所得割の額が181,000円以上	<u>36,600</u>	<u>32,000</u>
	額が	192,600円未満である世帯	<u>29,500</u>	<u>27,400</u>		額が	192,600円未満である世帯	<u>29,200</u>	<u>25,600</u>
C12	次の	所得割の額が192,600円以上	<u>41,700</u>	<u>40,200</u>	C12	次の	所得割の額が192,600円以上	<u>41,400</u>	<u>39,900</u>
	区分	216,600円未満である世帯	<u>33,400</u>	<u>32,200</u>		区分	216,600円未満である世帯	<u>33,100</u>	<u>31,900</u>
C13	に該	所得割の額が216,600円以上	<u>43,100</u>	<u>41,300</u>	C13	に該	所得割の額が216,600円以上	<u>42,800</u>	<u>41,000</u>
	当す	228,600円未満である世帯	<u>34,500</u>	<u>33,100</u>		当す	228,600円未満である世帯	<u>34,200</u>	<u>32,800</u>
C14	る世	所得割の額が228,600円以上	<u>47,700</u>	<u>46,500</u>	C14	る世	所得割の額が228,600円以上	<u>47,400</u>	<u>46,200</u>
	帯	250,700円未満である世帯	<u>38,200</u>	<u>37,200</u>		帯	250,700円未満である世帯	<u>37,900</u>	<u>36,900</u>
C15		所得割の額が250,700円以上	<u>48,000</u>	<u>46,600</u>	C15		所得割の額が250,700円以上	<u>47,700</u>	<u>46,300</u>
		301,000円未満である世帯	<u>38,400</u>	<u>37,300</u>			301,000円未満である世帯	<u>38,100</u>	<u>37,000</u>
C16		所得割の額が301,000円以上	<u>53,100</u>	<u>46,700</u>	C16		所得割の額が301,000円以上	<u>52,800</u>	<u>46,400</u>
		331,300円未満である世帯	<u>42,500</u>	<u>37,400</u>			331,300円未満である世帯	<u>42,200</u>	<u>37,100</u>
C17		所得割の額が331,300円以上	<u>54,000</u>	<u>47,900</u>	C17		所得割の額が331,300円以上	<u>53,700</u>	<u>47,600</u>
		397,000円未満である世帯	<u>43,200</u>	<u>38,300</u>			397,000円未満である世帯	<u>42,900</u>	<u>38,000</u>
C18		所得割の額が397,000円以上	<u>58,700</u>	<u>52,400</u>	C18		所得割の額が397,000円以上	<u>54,800</u>	<u>48,900</u>
		である世帯	<u>46,900</u>	<u>41,900</u>			である世帯	<u>43,800</u>	<u>39,100</u>

改正後				改正前					
備考				備考					
1～11 略				1～11 略					
12 一時的保育に係る使用料は、次の表のとおりとする。ただし、午後6時以降に一時的保育を実施した場合は、同表に掲げる金額に100円を加算した額とし、入園日の属する年度の初日現在の満年齢が1歳未満のときは、1・2歳児の使用料を適用する。なお、同表中午前の欄及び午後の欄に掲げる使用料は、条例第6条第3号に掲げる児童の一時的保育に限り適用する。				12 一時的保育に係る使用料は、次の表のとおりとする。ただし、午後6時以降に一時的保育を実施した場合は、同表に掲げる金額に100円を加算した額とし、入園日の属する年度の初日現在の満年齢が1歳未満のときは、1・2歳児の使用料を適用する。なお、同表中午前の欄及び午後の欄に掲げる使用料は、条例第6条第3号に掲げる児童の一時的保育に限り適用する。					
年齢の区分		一時的保育使用料		年齢の区分		一時的保育使用料			
		1日	午前			午後	1日	午前	午後
1・2歳児		<u>2,400円</u>	<u>1,350円</u>	<u>1,050円</u>	1・2歳児		<u>2,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,000円</u>
3歳児以上		<u>1,100円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u>	3歳児以上		<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
13・14 略				13・14 略					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月以後の保育の実施に係る保育料及び使用料の徴収について適用し、同月前の保育の実施に係る保育料及び使用料の徴収については、なお従前の例による。